

そらぞら

2006.3

No. 16



第14回大みそか(旧暦)「水餃子・火鍋(中華風寄せ鍋)大会」(6ページ 関西生命線主催の行事)

もくじ

特集

2

個人情報保護、プライバシーについて考える —個人情報保護法施行から1年—

新内正幹さん・小林雅子さん・西村百合子さん(大阪第二警察病院) / 高木寛さん(株式会社インターネットプライバシー研究所)

4

人権随想

「個人情報保護と大阪府の役割」

佐藤幸治さん(近畿大学教授、大阪府個人情報保護審議会会長)

6

このひと

「共生は互いの文化を“混ぜる”ことから始まる」

伊藤みどりさん(関西生命線代表)

7

NPO・草の根活動

点訳ボランティア「野いちご会」(柏原市)

寝屋川精神保健福祉ボランティア「サンルーム」

8

人権相談の現場から

外国人に関する相談

9

シリーズ 人権を学ぶ場をつくるとは④

栗本敦子さん(Facilitator's LABO<えふらぼ>、VAW研究会)

10

大阪府では…

OSAKAしごと館

11

お知らせ

12

まちを歩く【第12回】

堺市・与謝野晶子の碑

人権啓発詩

「みんなのいいところ」

個人情報保護、プライバシーについて考える —個人情報保護法施行から1年—

高度情報社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大しつつある中で、個人の権利、利益を保護することを目的に、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が制定され、1年が経過しました。

今号では、人権と密接に関わる個人情報保護について、私たちの生活に大きな関わりのある「医療現場」と「インターネット」での取り組みや課題についてご紹介します。

きめ細かなルールづくりと周知徹底で守る個人情報



（左から）^{しん うち まさ もと}新内 正幹さん（大阪第二警察病院 事務部部长）
^{こ ば や し ま さ こ}小林 雅子さん（医療相談室 ソーシャルワーカー）、^{にし む ら ゆ り こ}西村 百合子さん（同左）

本人であっても開示請求の手順を踏んで

個人情報保護法が施行され、1年が過ぎました。施行に向けては、医務部長を長とする「個人情報保護管理委員会」を設置し、個人情報保護に関する対策を進めました。具体的には「個人情報保護指針を作成し、拡大コピーを院内に貼り出すなどして周知徹底する」「カルテの写しやX線写真などの個人情報が必要な際には、必ず開示請求の手順を踏む」「不要になった個人情報は、各部署ごとに設置しているシュレッダーでその都度、裁断する。年に1、2度は委託業者による溶解処分をし、院外に持ち出さない」などです。

法施行後は、私たち医療側や患者さんのどちらもがとまどう場面もありました。たとえばカルテやX線写真などが必要な場合、本人であっても身分証明書を提示のうえで開示請求し、料金もお支払いいただくなくてはなりません。それに対して「自分の情報なのに」「逆に情報公開の後退につながるのではないかと指摘される方もいます。私たちとしては、それだけ個人情報を保護・管理し、第三者に漏れないよう最大限のガードを行っていること、本人の意思を確認できれば速やかに対応することをお伝えし、ご理解をいただいています。

また、医療関係者による情報漏れを防ぐため、院内の管理規定である「大阪第二警察病院個人情報保護管理規程」によって、職務上知り得た情報を口外しないことを規定し、事あるごとに確認しています。

「個人情報保護管理委員会」は定例会を隔月ごとに開き、他院の事例や新聞記事などを参考にしながら個人情報保護に対する意識を深めています。

第三者からの問い合わせには直接応じない

電話での問い合わせについてもシステムを変更しました。先日、ある患者さんの主治医に、患者さんの上司から「現在の病状について聞きたい」と直接問い合わせの電話がかかってきたことがありました。個人情報保護法以前は、そのまま面談の予約をとるなど、カルテの開示も含めその担当科で対応していました。けれども今は、家族であろうと本人以外からの問い合わせや面談の要望に対しては、電話受付の段階でまず医療相談室のソーシャルワーカーが話を聞き、本人の了解を得るなどしてから対応します。医療現場ではプライバシーに関わる問題が多く慎重な対応を求められますが、すべての電話での問い合わせについて「まずは医療相談室へ」ということを徹底しています。ソーシャルワーカー3人が個人情報保護士の資格も取得し、万全な保護を期しています。

一方で、個人情報を院外と共有する場合もあります。たとえば退院後に介護保険サービスを利用される患者さんが、十分なサービスを受けるために、ケアマネージャーや施設のスタッフと情報の提供や共有をする場合です。もちろん本人や家族の方に了解の確認をとったうえでのことです。

今後の課題としては、民間企業等による患者さんの個人情報開示の第三者請求が挙げられます。同意書の様式がまちまちでとまどうことが多く、民間企業等も含めた統一ルールの必要性を感じています。

※ 2006（平成18）年4月から「北大阪警察病院」に改称

一人ひとりの意識がインターネットの質を高める

個人情報のとらえ方には大きな幅がある

個人情報について考える時、押さえておかなければならない点があります。まず、個人情報をまったく外へ出さずにいるのは不可能だということです。たとえばインターネット上で買い物をするれば名前や住所、カード番号を知らせてはなりません。そういう意味で個人情報の使用は欠かせないのですが、逆に巧みに使われ過ぎると困ったことも起きてきます。自分の買い物の情報が未来永劫にわたって記録されるのは気持ちいいものではありませんよね。

本人が了解すれば第三者が個人情報を利用することは構いません。けれど「ノー」という人も当然います。そのバランスをどうとるか。また、本人が了解したとしても、どこまで利用できるのかという問題もあります。

個人情報に対するとらえ方は実に多様です。だからこそ丁寧で具体的なポリシーや指針が必要なのです。現在は多くの企業がプライバシーポリシーを掲げていますが、問題のある場合も少なくありません。信頼できる企業かどうかを見分けるポイントをお話ししましょう。

まず、保有している個人情報の利用目的がどこまで具体的に書かれているか。漠然と「営業のために使用します」とあるだけでは、何にどう使われるかわかりません。もうひとつは、自分に関するどんな情報をもっているかを開示請求できる「アクセス権」について明記しているかどうか。「アクセス権」について書かれていても行使方法が具体的に書かれていなければ、どこに連絡すればいいのかわかりませんよね。実はまったく触れていない企業も多くあります。

インターネットにおける「表現の自由」について 踏み込んだ議論を

インターネットの発達のなかで、「表現の自由」と差別的な書き込みに対する規制というせめぎあいも生まれました。確かに「表現の自由」は非常に重要なものです。ただ、今、日本で保障されている「表現の自由」の概念はインターネットを前提としていません。雑誌や本の出版に際しては、社会的な立場や品位、モラル意識などが働きます。それを前提とし

て「表現の自由」が保障されています。自分の気持ちだけに忠実になればいいインターネットの世界で、従来の考え方をそのまま当てはめるのは無理があるのではないのでしょうか。

現在のプロバイダー責任制限法は、「表現の自由」を守るためにプロバイダーの責任をあまり追及しない内容になっています。しかし人権侵害を起こした人物を守ることを許しては、逆に市民社会のモラルは育ちません。インターネット上での「表現の自由」について踏み込んだ議論をしてもいい時期だと思います。

とはいえ、ブログや信頼できる人間関係のなかだけで公開するSNS^{*}の発達などに伴って、全体の質は上がってきていると感じています。

“影”の部分がなくなることはないでしょうが、全体の質があがれば小さくなっていくはず。インターネットには、仮想社会という一面が

あります。しかしそれは、あくまでも現実社会の延長上に存在するのです。ブログの例などもそれにあたるといえます。実社会の中での更なる啓発や教育によって、もっと“影”の部分を小さくしていくことが大切だと思えます。

また、今後は、まず私たち自身がコンピューターのことをよく知っていく「コンピューターリテラシー」が必要です。その上で、おとなが子どもたちにインターネットの上手な使い方や、他人とのコミュニケーションのとり方をいかに伝えていくかが大事なポイントになると思います。

* SNSとは…参加者が互いに友人を紹介しあい、新たな友人関係を広げることを目的に開設されたコミュニティ型のウェブサイト。誰でも参加できるものと、既存の参加者からの招待がないと参加できないというシステムになっているものがある。



たかぎ ひろし

高木 寛さん

(株式会社インターネットプライバシー
研究所代表取締役)

今の社会で生活していくとき、個人情報を一切出さないで生活することは不可能に近いことです。不必要な情報の収集や、不適切な利用は問題です。しかし、必要な個人情報を収集し、適切に管理し、使用することは、むしろ私たちの生活を守り、より豊かにしていくことにつながります。個人情報を扱うのは人。私たちの人権意識が問われているのではないのでしょうか。

個人情報保護と大阪府の役割



さとう こうじ
佐藤 幸治さん
近畿大学教授、
大阪府個人情報保護審議会会長

●大阪府の情報公開・個人情報保護への取組み

自由で公正な民主主義社会を築くにあたって、最大の課題の一つは、社会の透明性を確保するための徹底した情報公開制度の確立と個人の自律的存在性を確保するための実効的なプライバシー保護制度の確立である。その理由は、ここで改めて縷々述べるまでもないが、日本の社会がこの課題の重要性を自覚し、本格的に取り組むようになったのはこの数十年にすぎない。

そのような取組みは、まず自治体から始まったが、大阪府はそれを先導した有力な自治体の一つであった。府は、1980（昭和55）年6月、庁内に情報公開準備研究班を発足させ制度化についての基礎的な調査研究に着手した。その研究報告書を受けて、その後も庁内で精力的な検討が進められ、そして1982（昭和57）年6月に設置された情報公開府民会議の提言を基礎に、1984（昭和59）年3月、「大阪府公文書公開等条例」（以下「公開等条例」という）の制定をみ、同年10月から施行された。

公開等条例は、情報公開が国民（府民）の「知る権利」を具体的に制度化しようとするものであることを明記する一方、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する趣旨を明確にする。情報公開制はプライバシーの保護と一見矛盾するよう見えるが、実は徹底した情報公開制の確立こそがプライバシーの保護の基礎条件であることを明確にした上で、真に守るべきプライバシー情報には最大限配慮するという姿勢を示そうとしたのである。

公開等条例は、「公開してはならない公文書」として、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」と定める（公開等条例第9条第1号）とともに、その自己情報開示請求・訂正請求制度を導入した（公開等条例第17条・第18条）。

●大阪府個人情報保護条例の制定とその特徴

このような「知る権利」の明記・プライバシー情報の定め方・自己情報開示等請求制度の導入は、“大阪府モデル”として知られることになるが、プライバシーの保護を十全なものとするためには、個人情報の収集・利用（提供）・管理等々についての総合的・体系的な制度構築が必要である。府はかかる観点から検討・準備を進めていたが、1994（平成6）年12月に設置された個人情報保護問題懇話会の提言を基礎に、1996（平成8）年3月、「大阪府個人情報保護条例」（以下「条例」という。）の制定をみ、同年10月から施行された。

条例は、「個人の尊厳と基本的人権の尊重は、私たちの社会の基礎をなすものであり、この見地から、個人のプライバシーを最大限に保護することが必要である。とりわけ、情報・通信技術の飛躍的発展がもたらす高度情報化社会においては、個人が自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできるよう

にすることが必要である」と謳い(条例前文)、「この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする」と規定している(条例第1条)。

そして条例は、「個人情報」をもって広く「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう」(条例第2条第1号)と捉え、府の「実施機関が取り扱う個人情報の保護」(条例第2章)に関して詳細に定めるとともに、民間の「事業者が取り扱う個人情報の保護」(条例第3章)に関して事業者の責務と事業者に対する指導等について定めている。なお、この条例の制定に伴い「大阪府公文書公開等条例」も改正され、公開等条例第17条・第18条の自己情報開示請求権・訂正請求権の部分は削除され、条例名も「大阪府公文書公開条例」へと変わった。

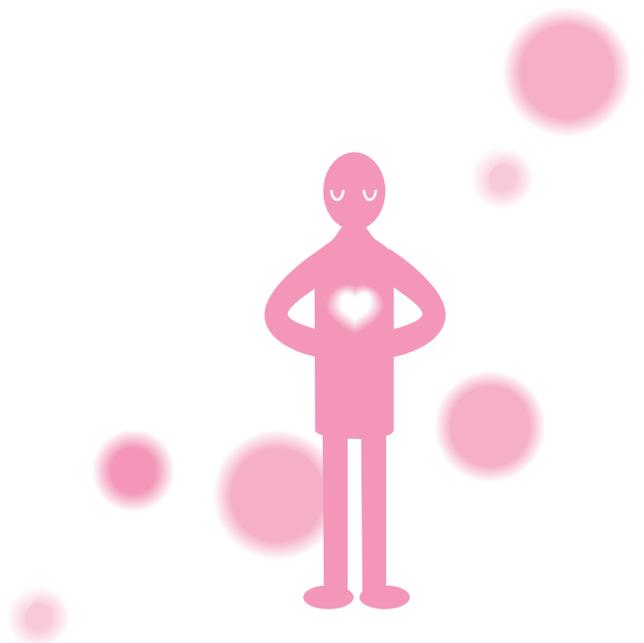
府の個人情報保護条例は、このように憲法が保障する「個人の尊厳」、「基本的人権の尊重」を基本理念とし、いわゆる「自己情報コントロール権」の考え方を明記するとともに、個人情報の収集に関して「本人収集の原則」を規定し、さらに思想・信仰・信条その他の心身に関する基本的な個人情報や社会的差別の原因となる個人情報、いわゆる「センシティブ情報」収集の原則的禁止を定めるなどの点に特徴を有し、他の自治体の個人情報保護条例にも影響を与えた。

●大阪府の独自の役割と責務

情報公開に関し腰の重たかった国にあっては、細川政権の誕生などを契機によりようやく動き出し、曲折を経て、1999(平成11)年5月、ようやく情報公開法の制定をみ、2001(平成13)年4月から施行された。また、個人情報の保護に関しては、個人情報保護法としてきわめて不十分な、1988(昭和63)年制定の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」があるのみであったが、国際的な圧力と住基ネット構築への動きとに関連して、ようやく個人情報保護システム構築に向けて動き出し、2003(平成15)年5月、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法等が成立した。

国におけるこれらの法律の制定に伴って、府の条例も一定の改正をみたが(例えば「大阪府公文書公開条例」は「大阪府情報公開条例」へと変わった)、既にみた府条例の基本は維持されている。国における法制度の構築には、明治憲法時代に遡る「官」中心の発想からなかなか抜けきれないところがある。憲法との係留関係を嫌うのも、その一つの現れであり(「知る権利」や「自己情報コントロール権」的発想を斥けている)、そのために、例えば個人情報保護法の制定時に表現の自由の観点からの強い批判を惹起し、施行後も行政の透明性を不当に侵害する運用になっているとの指摘を生んでいる。この点、国民(住民)と密着する自治体にあっては、国民(住民)の意向を反映した制度の構築と運用の可能性が大きい。

筆者は、大阪府を中心に幾つかの自治体における条例の制定と運用に関係し、また、国における法律の制定に多少関係したが、自治体、なかんずく大阪府の役割の大きさを痛感する機会が少なくなかった。府政の透明性のさらなる推進と真に守るべきプライバシー情報の実効的保護を目指して、府と府民が今後も持続的努力を払うことを期待してやまない。





いとう
伊藤みどりさん
(関西生命線代表)



共生は互いの文化を “混ぜる”ことから始まる

異文化の社会で暮らす孤独

伊藤みどりさんは台湾で生まれ育った。台湾の「いのちの電話」でソーシャルワーカーとして働いていたが、日本人男性と結婚し、1977年に来日。翌年には「帰化」して日本国籍を取得して、ふたりの娘にも恵まれた。夫は異国で暮らすことになった妻を気遣い、家事や育児にも協力してくれる。しかし、言葉も文化も価値観も違う社会での生活や子育ては想像以上に困難で孤独だった。

「どこへも逃げられず、精一杯生きるしかなかった。こうした経験から、子どもがある程度大きくなったら、少しでも人のために役立つことをしたいという夢をもちました」

1980年代は多くのアジア女性たちが出稼ぎのために来日し、「ジャパゆきさん」と呼ばれた。そんななか、2日続けて計4人の台湾女性が道頓堀川に飛び込み、うち1人が死亡するという事件が起きた。

「新聞記事を読んで、本当に心が痛みました。もし悩みを打ち明ける場があれば、自殺を防ぐことができたんじゃないかと」

1987年、台湾に里帰りした伊藤さんはかつての職場を訪ね、「日本でも“いのちの電話”をやりたい」とねばり強く協力を求めた。一方で、日本の新聞に投稿するなどして自分の思いを発信した。何の力ももたない「主婦」の立場で、社会的な事業を立ち上げるのは容易ではない。しかしそうせずにはいられない切迫感と「困っている人の力になりたい」という強い思いが伊藤さんを後押しした。

違いを認め合い、学びあう姿勢を

1990年11月、「関西生命線」がスタートした。電話相談が中心で、必要に応じて医療機関や弁護士へつなぐ。すべて無償のボランティアで行い、事務所は伊藤さんの自宅の一角だ。スタート当初は留学生から

の相談が大半を占めたが、現在は国際結婚で来日した人やその家族からの相談が目立つ。

「まず日本人の夫が相談してくるケースが多いですね。面談すると、夫の顔に傷があることも。追い詰められた妻が家のなかで暴れるんです。こうなると治療が必要なので、家族と相談しながら慎重に医療へつなぎます」

雑巾の縫い方が分からない。リンゴの皮をむかずに丸かじりする。お弁当がつかれない（中国には弁当という習慣はなく、その言葉すらない）。自己主張がはっきりしていて、必要であれば反論をするなど。文化や価値観、民族性の違いを「本人のせい」にされ、非難される。家族のなかで孤立し、追い詰められた末に心を病む人が後を絶たない。相談をしてきた人のうち1割強が「自殺を考えた」と話している。

「日本人はチームワークを大事にする。だからこそ今の日本の発展があります。一方、中国人は個人主義で自己主張が強い。いいか悪いかではなく、民族性の違いなのです。家族はもちろん、地域や学校でも違いを認め合い、学びあう気持ちをもってほしいのです」

さらに伊藤さんは力をこめて話す。「共生とは文化を混ぜること。混ぜれば自分の文化を捨てなくてもいいし、相手の文化もわかるでしょう」。少数派の文化も切り捨てない社会こそが、豊かな文化をもっていると言えるのである。



関西生命線

台湾語と北京語によるいのちの電話

相談電話 06-6441-9595

相談日時 火・木・土 午前10時～午後7時

URL <http://www.geocities.jp/kansaiseimeisen/>

NPO・草の根活動

点訳ボランティア
「野いちご会」(柏原市)

私たち「野いちご会」は1990年10月に結成、今年で16年になる点訳ボランティアグループです。会員は現在18名で、会員の中には視覚障害者もおり、その方のアドバイスも受けながら活動しています。

活動の内容としましては、点字カレンダーの作成からスタートしましたが、これは結成以来16年続けており、利用者に喜ばれています。そして新聞などのコラムを点訳した月刊の会誌「のいちご」の発行や、交流及び共同学習の生徒・学生に対する教科書の点訳などを柱として活動しています。昨年は府立高校の保健体育の副教材を点訳しました。最近では柏原市の「広報」の抜粋、柏原市社会福祉協議会の「社協かしわら」、自立支援センターの「会報」(びあ・かしわら)などの点訳も定期的に行っています。このほか、小学校の点字体験学習に協力し、点訳絵本をその小学校へ寄贈したり、介護施設の利用説明書や契約書などの点訳に関する依頼にも随時対応していますが、これからも活動内容の充実に努めたいと思っています。



昨年4月からは、点訳した小説を柏原市立図書館に蔵書として置いてもらえるようになりました。

また5年前から、柏原市社会福祉協議会の後援で点訳ボランティア講座を開講し、後に続く会員も増えてきています。点訳はとても地味で根気と時間を要する作業ですが、大変やりがいのあるボランティア活動だと思っています。会員一同微力ではありますが、これからもより一層力をあわせ、視覚障害者のニーズに少しでも多く応えられるよう努力していきたいと思っています。

寝屋川精神保健福祉ボランティア
「サンルーム」

1996年2月に寝屋川市内の精神保健福祉に関わる機関、団体が主催した精神保健福祉ボランティア講座「出会いの輪を広げよう」の受講が結成のきっかけでした。ストレスの多い現代社会では、子どもから大人までがたくさんの悩みを抱えており、こころの問題に関心が深まってきつつある状況でもありました。こころの病を抱える方たちの社会参加を助けるとともに、こころの病について理解と関心を深めることを目的として、同年7月に有志数名でサンルームを誕生させました。

その後の4年、ボランティア講座を主催する側にも入らせていただき、志を同じくする会員も増え、また、私たちの活動を側面から応援して下さる賛助会員の方たちとともに現在に至っています。名前のごとく温かいお日さまポカポカの明るい部屋で病める人、悩める人、元気な人がともに集い、ふれあい、思いを分かち合う、気負わずさりげない活動を目指しています。

活動内容は、作業所、医療機関のデイケア、レクリエーション、イベントの手伝い、自立支援促進会議への出席、地域交流事業「ひなたぼっこの会」の主催等をしています。活動も10年を迎え、メンバーさんたちの自立もすすみ、それをとりまく環境も整備され、私たちの活動も次の場面を検討すべく、転機を決断する年と考えています。

障害のある方たちにやさしい街、それは健常者といわれる人たちにとっても住みやすい街といっても過言ではないと思います。思いやりのある街づくりの担い手として、ちいさなグループから発信できることは何かを求めて、今後も活動していきたいと思っています。



人権相談の現場から

外国人に関する相談

相談 在留資格の無いコロンビア人女性が、入院のため子どもを養育できないと福祉事務所に相談したら、「子どもを保護するには、警察か入管に通報しなければならない」と言われた。どうすればよいか。



事例 ①

助言 福祉事務所と子ども家庭センターでは、児童養護施設への入所を検討しているのだと思われる。公務員の通報義務については、刑事訴訟法の239条2項に「犯罪があると思われるときには告発しなければならない」という内容の規定があり、また入管法62条2項は「強制退去の対象者であると思われる外国人を知ったときには入管局に通報しなければならない」旨の規定がある。

それと同時に、1989年11月10日の衆議院法務委員会での政府答弁では、「公務員の通報

義務と行政の本来の職務遂行とは、両者がもたらす結果のバランスを考慮すべきである」（米澤慶治法務大臣官房審議官）。また「とくに通報することによって人権擁護の職務が妨げられるような場合には、告発、通報しなくとも法違反にはあたらない（高橋欣一法務省人権擁護局長）」との見解を示している。

さらに、2003年4月更新の内閣府男女共同参画局のホームページおよび同年11月17日の法務省入国管理局長通知では比較衡量の議論を引用しており、事実上、女性相談所などに相談にきた不法滞在状態の女性を職員が通報しなくとも違法にはあたらない、との判断を示している。

今回のケースは入管法に関係するものであり、以上のような政府見解について、福祉事務所および子ども家庭センターに説明するように話した。また、場合によっては、福祉事務所への同行など、必要とされるサポートの用意があることを伝えた。

相談 在留資格の無いペルー人女性が、妊娠したことを同棲していた同国の男性に告げると、「墮ろせ」と迫られた。それを断ると、住んでいたアパートから追い出され、出産費用もない、どうすればよいか。



事例 ②

助言 在留資格がないので国民健康保険に加入できず、就労していないので社会保険にも加入できない。したがって出産育児一時金(30万円程度)を受け取ることができない。また、子どもの父親が経済的責任を果たすことも、

今すぐには望めない状態にある。

このようなときには、児童福祉法に基づく入院助産補助制度が利用できることがあり、その制度が適用されれば、指定病院で出産費用が減額、または免除される。自然出産でも帝王切開でもかまわない。

適用の条件は、前年度の所得税額が16,800円以下であること。非課税世帯または生活保護世帯であれば、出産費用は免除になる。

申請手続きは、居住地の福祉事務所で行う。かならず出産前に申請することを伝えた。

外国人に関する主な相談機関

【大阪府相談機関】

- ・外国人相談コーナー
大阪市中央区大手前2 府庁本館1階総合府民相談室内
TEL 06-6941-2297

【法人・NPO・NGO等相談機関】

- ・財団法人とよなか国際交流協会
豊中市北桜塚3-1-28
TEL 06-6843-4343
- ・特定非営利活動法人多文化共生センター・大阪
大阪市北区堂島2-1-25 堂島アーバンライフ705
TEL 06-6344-1143

- ・特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター
TEL 06-4395-0555
- ・特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター
大阪市生野区鶴橋2-18-11
TEL 06-6715-6600
- ・特定非営利活動法人CHARM(チャーム)
大阪市北区浪花町10-14メゾン・ド・ゴトウ406
TEL 06-6374-6768
- ・連合大阪なんでも相談センター
大阪市中央区北浜東3-14エルおおさか11階
TEL 06-6949-0005
- ・すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク(RINK)
大阪市中央区内本町1-2-13ばららいビル602
TEL 06-6910-7103

シリーズ

人権を
学ぶ場を
つくるとは④



変化につながる学びの場をめざして

Facilitator's LABO〈えふらぼ〉、VAW研究会 **栗本 敦子**さん
くりもと あつこ

みなさんにとって参加型(ワークショップ形式)の場との出会いはどのようなものでしたか? そして、自分が人権を学ぶ場をつくるときに参加型を選ぶのはなぜですか? 「たまたま、なんとなく」「新しくおもしろそう」「自分にあってるから」など、いろんな答えがあるでしょう。

連載最終回の今回は原点に立ち返り、そもそもなぜ参加型なのか、そしてファシリテーターにとって大切なことは何かについて、私が日々考えていることを書きたいと思います。

■なぜ参加型なのか

「参加型」というのは手法を表す言葉ですが、どんな手法を選ぶかそれ自体が表すものがあります。「楽しいから」という理由で参加型を選んだ場合、そのワークショップは楽しいものになるでしょう。けれど人権を学ぶ場としては楽しいだけでは不十分です。

人権について学ぶことで目指すのはどういったことでしょうか。それは、自他を尊重し、差別に立ち向かい、人権尊重の社会をつくる、そうしたことが具体的に「できる」ようになることです。そのためには知識とともに、適切なスキル(技能)を身につけ、課題に向き合う姿勢をはぐくむことが必要です。自分の意見を表現し、他者の異なる意見を受けとめる。さまざまな方法で話し合い、ちがいをふまえて合意をつくる。めざす未来を共有し、具体的な手だてを考える。ワークショップの中での活動のすべてが、現実の社会にはたらきかけていく力をはぐくむためのステップとなります。

参加型を用いるということ自体が人権尊重の場をつくることであり、人権の学びは行動につながらなくてはならないと考えるからこそ参加型を選ぶのです。

そして、もちろん「楽しいから」でもあります。自分の力を発揮し、刺激しあってお互いの力を引き出していき、そんなエンパワーしあう関係を参加者とともにつくることのできるのですから。

■ファシリテーターとして大切にしたいこと

ワークショップを組み立てるときには、「わたし・あなた・みんな」の3つの柱を組み込むように考えます。「わたし」とは自分をうけとめ大切にすること、「あなた」とは他者を理解しお互いに尊重しあうこと、「みんな」とは社会の課題にむきあい解決の道をさぐることです。

この3つの柱は、ファシリテーターとして心がけたいことでもあります。

《わたし：自分自身を知り、引き受ける》

どんなことに関心があり、どんなことが苦手ですか。人権課題としてとりあげられるもののなかで詳しいもの、あまり知識がないものはどんなことでしょうか。よく使うアクティビティ、自分ではやったことのないアクティビティにはどんな種類のものがありますか。自覚することで、持ち味をいかしたファシリテーションができ、とりくむべき課題も明らかになります。

また、実際にファシリテーターとして参加者の前に立っているときの自分を理解することもとても大切です。時間が足りなくなってきたり、思いがけない質問に動揺していたり、参加者の発言に怒

りを感じていたり。そうした自分の内面を無視するのではなく、しっかりと受けとめましょう。認めたくらんで、ファシリテーターとしてどうするかを判断します。ファシリテーターという役割にとらわれ、自分自身を見失わないようにすることが大切です。その場にいるのは「わたし」というまるごとの存在なのです。自分を受けとめることができずに、参加者を尊重することはできません。学ぶ過程そのものが自分からはじまり、自分に返ってくるものなのかもしれません。

《あなた：参加者の力を信頼する》

ワークショップは参加者とともにつくる学びの場です。その場の参加者をパートナーとして尊重し、信頼することができているでしょうか。

実施に難しさを感じる設定の場合もあります。例えば参加者が初参加、苦手意識をもっている、いやいや参加している場合であったり、その集団における日常の力関係が大きい、動機や期待がバラバラ、などです。

現実の社会だって同じようなものです。みんなが人権に積極的な関心をもっているわけではありません。その現実を変えていくための学びが参加型なのです。参加型は、学習者を「教えられるべき無力な存在」とみるのではなく、「ゆたかな可能性をもった力のある存在」ととらえるところにその特徴があります。変化をおこす力は誰もがもっているのです。専門的な知識をもった特別な人が教え導くのではなく、一人ひとりが考え具体的に動くことで社会を変えていくのです。その信念をもって、参加者へ期待と信頼をもって問いかければ、必ず手ごたえはあります。

「どんな参加者か」ではなく、「どのように参加者を受けとめているか」が、ファシリテーターに問われるのです。

《みんな：ともに学び、変革するために問いかける》

人権を学ぶのは、ファシリテーターとして学ぶ場をつくるのは、何のためでしょう? そこには「こんな社会/未来をつくりたい」という思いや願いがあるはず。ファシリテーターは、それを語るのではなく、問いとして投げかけます。どのような題材をもちいれば、どういった視点からみれば、どんなふうにあつかえば、ともに考えることのできるのか。答えを提示するのではなく、問いをたてる。アクティビティの選択とプログラムの構成に伝えたい思いをこめ、問いかけを通して参加者とともについていくのがファシリテーターなのです。

私たちの社会や未来についての思いを分かち合い、何ができるのかを参加者と一緒を考えていくことができる、ファシリテーターをするというのは本当にわくわくすることです。

ブラジルの教育学者パウロ・フレイレは、教育についてこう述べています。「教育とは、未完成な人間が未完成な世界に批判的に介在し、世界を変革することを通して、自らを変革(解放)し続ける終わりのない過程である」

社会と自分を変えていく場をつくるファシリテーターとして、みなさんといつか出会えることを楽しみにしています。

Facilitator's LABO 〈えふらぼ〉

■e-mail…facilitators.labo@gmail.com

■blog …<http://d.hatena.ne.jp/f-labo/>

就職に関するワンストップサービスを提供する **OSAKAしごと館** のご案内

「OSAKAしごと館」では、働く意欲と能力がありながら、さまざまな要因を抱え、雇用・就労が困難な方を対象に、若者から高齢者まであらゆる年齢区分等に応じて、相談・カウンセリングから職業紹介まで一貫したサービスの提供を行っています。

3階

JOBプラザOSAKA 対象：35歳～54歳

開館時間：9:00～21:00【20：45受付終了】（休館日：年末年始）

TEL：①0800-123-4109（通話料無料）②06-6910-3765

FAX：①0800-700-6949（通話料無料）②06-6949-4755

- 相談・カウンセリング・各種セミナー・求人開拓・無料職業紹介を行います。
- 市町村が実施する地域就労支援事業（※1）のバックアップを行います。

高齢者職業相談プラザ 対象：55歳以上

開館時間：9:00～17:45（休館日：土・日・祝・年末年始）

TEL：06-6920-0661

- 高齢者に対する求人情報の提供、職業相談、就職あっせんを行います。

若者就労自立支援センター（ニートサポートクラブ） 対象：ニート（※2）

開館時間：9:15～18:00【相談時間10:00～16:00・予約制】（休館日：土・日・祝・年末年始）

TEL：06-6910-3182 FAX：06-6943-6776

- ニート、保護者・親を対象に就労に係る相談、カウンセリングを行います。

2階

JOBカフェOSAKA 対象：15歳～34歳

開館時間 11:00～20:00【19:00受付終了】（休館日：日・祝・年末年始）

TEL：06-4794-9198 FAX：06-6949-5755

- 34歳までの若年者を対象に、就職に役立つ講座、セミナー・各種情報の提供などを行います。

ハローワークJOBカフェ 対象：15歳～34歳

開館時間：11:00～19:00（休館日：日・祝・年末年始）

TEL：06-4793-1557 FAX：06-6949-1680

- 34歳までの若年者を対象とした求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行います。

1階

総合案内

開館時間 9:00～21:00（休館日：年末年始）

- 来館された方のニーズに合った館内各施設及び館外の労働関係機関への案内・誘導を行います。

（※1）地域就労支援事業：市町村が、障害者や母子家庭の母親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えるため、雇用・就労を実現できない就職困難者の雇用・就労支援を実施する事業

（※2）ニート（NEET）：Not in Employment, Education or Training
働いていない、学校に行っていない、職業訓練も受けていない15歳～34歳の若者

OSAKAしごと館

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3-14エル・おおさか（府立労働センター）1・2・3階
最寄り駅：地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋駅」下車 西へ約400m

<http://www.pref.osaka.jp/koyosuishin/osaka-shigotokan/index.html>

お知らせ

憲法週間記念行事

ここから見える地域のサポート “ひとがつながるまちづくり”交流のつどい

テーマ 地域にある課題に対して、就労支援、外国人への情報提供、相談に対する受入れなど、できるところから地域の人々に支援を行っている活動を切り口にまちづくりについて交流します。

と き 2006年5月27日(土) 13:30～16:30

と ころ piaNPO(ピア エヌ・ピー・オー)6階 大会議室
大阪市港区築港2-8-24
(地下鉄中央線「大阪港」駅下車西へ約200m)

主 催 大阪府、大阪市、大阪人権啓発活動ネットワーク協議会(大阪法務局・大阪府人権擁護委員連合会)、人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)、(財)大阪府人権協会、(社)大阪市人権協会

定 員 120名

※事前申込制 先着120名の方に、参加整理券を送付します。

内 容 シンポジウム

〈出演者〉

コーディネーター

中川幾郎さん(帝塚山大学教授)

活動報告①

ツール・ド・コミュニケーション(神戸市長田区)

〈スタッフ〉村上 桂太郎さん

活動報告②

特定非営利活動法人こえとことばとこころの部屋
(大阪市浪速区)

〈代 表〉上田 假奈代さん

活動報告③

Japan Youth Treasure House(大阪市都島区)

〈主 宰〉吉見 れいさん

ディスカッション等

そ の 他 参加無料、手話通訳あり、一時保育あり(事前申込制)

問 合 せ 財団法人大阪府人権協会人権啓発部

TEL 06-6568-2983

FAX 06-6568-2985

憲法週間記念講演会

■日 時/5月10日(水) 午後1時30分～3時10分

■内 容/講演:「まちかどの国際化～外国人の目から見た関西・関西人～」
講師: 彭飛さん(京都外国語大学教授)

池田市 ■場 所/池田市民文化会館 小ホール

■定 員/245名(当日先着順)

■入場料/無料

■その他/手話通訳あり

■問合せ/池田市人権推進課

TEL.072-754-6232 FAX.072-752-9785

第59回憲法週間・市民のつどい

■日 時/5月11日(木) 午後1時30分～3時30分
(午後1時開場、3時30分終演予定)

■内 容/講演:「約束・戦場ジャーナリスト橋田信介と見るイラク」

講師: 橋田幸子さん(フリーランス・ジャーナリスト)

主催: 東大阪市・東大阪市教育委員会・東大阪市人権啓発協議会・東大阪市人権擁護委員会・人権啓発活動東大阪地域ネットワーク協議会

■場 所/東大阪市立市民会館市民ホール 近鉄奈良線永和駅下車すぐ

■問合せ/東大阪市人権文化部人権室人権啓発課

TEL.06-4309-3156 FAX.06-4309-3823

心の豊かさを求めて

■日 時/5月27日(土) 午後2時～4時(開場:午後1時30分)

■場 所/高槻現代劇場 文化ホール3階 レセプションルーム

■内 容/講演:「介助犬と生きて～シンシアがくれた希望、そしてエルモへ～」

講師: 木村佳友さん(日本介助犬アカデミー理事)

■入場料/無料

■その他/手話通訳あり

■問合せ/高槻市人権啓発推進協議会 事務局(高槻市市民協働部人権室)

TEL.072-674-7458 FAX.072-674-7577

ヒューマンライツセミナー2006

■日 時/6月27日(火) 午後1時30分～午後3時30分

■内 容/講演:「ドメスティック・バイオレンス(DV)の現状と課題について」

講師: 井阪玲子さん(NPO法人 As house 理事長)

■場 所/阪南市立文化センター(サラダホール)・小ホール

■入場料/無料

■定 員/150名

■その他/手話通訳、一時保育(事前申し込みが必要)あり

■問合せ/阪南市人権協会事務局(阪南市人権推進課内)

TEL.0724-71-5678 FAX.0724-73-3504



堺市 第12回 与謝野晶子の碑



大阪・恵美須町から自動車のすき間を縫うように路面を走るチンチン電車（阪堺電気軌道阪堺線）。堺市に入り宿院駅に着く。宿院とは、寺社の宿坊があったことから名づけられたという。この駅の西北に、歌人の「与謝野晶子生家の跡・歌碑」がある（①甲斐町西1丁）。

海こひし 潮の遠鳴り かぞへつつ
少女（をとめ）となりし 父母の家

1878年に和菓子商駿河屋に生まれた晶子は、文学者^{するがや}与謝野鉄幹への思いを歌った「みだれ髪」で情熱の歌人といわれた。鉄幹と結婚し、東京で活躍するが、生まれ育った堺の街にも、望郷の思いがあったのだろう。

電車で沿って北上し、花田口駅を東に向かうと、晶子が通った堺女学校（現・府立泉陽高校）がある（②車之町東3丁）。その中庭には、「君死にたまふことなかれ」の詩碑がある。

あゝをとうとよ、君を泣く 君死にたまふことなかれ
末に生まれし君なれば 親のなさはけはまさりしも
親は刃（やいば）をにぎらせて 人を殺せとをしへしや

人を殺して死ぬよとて 二十四までをそだてしや（略）
戦地に向かう弟に向かって、死なないで欲しいという気持ちを歌っている。この詩は弟への愛を詠んだものだが、晶子の作品には自分への愛、家族への愛があふれている。

泉陽高校を後に東に向かうと、JR阪和線堺市駅前の市立文化館に与謝野晶子文芸館（③）がある。ここでは、晶子の作品や人柄にふれることができる。

女性は家庭で夫に従い、子どもを生むことのみが役割とされ、それが社会の法律や制度であった時代。そして、国家が一丸となって戦争に臨んでいる時代。「婦人は男子にも国家にも寄りかかるべきではない」と、女性の自由と自立を主張した。この晶子の情熱の奥には、中世・自由都市・貿易都市として発展した堺のまちづくりの精神が流れている気がしてならない。



与謝野晶子生家の跡・歌碑

編集後記

■個人情報保護法が施行されて、個人情報に対する意識が向上したことは喜ばしいが、一方で個人情報の保護の行き過ぎた対応も気にかかることである。そういった対応について考えていただく、一助になればという思いで今回のテーマに取り組んだ。（T）

■私はどんなところに自分の個人情報を渡しているのだろうか？ と考えたとき、たくさんありすぎてとまどった。でも、「私の意志で決めた」こと以外で、私の情報が使われていくのはやっぱりいや。「情報の自己コントロール権」いま改めて考えたいと思った。（M）

みんなのいいところ

阪南市 小字年生(当時) 新垣 大輔

みんなのいいところをさがそう。
たいじゅくん、べんきょうをがんばるところ。
れおくん、いつもそとであそぶげんきなところ。
ゆうさくくん、むしをよくしつていておしえてくれるところ。
たかまさくん、おにごっこをさせてくれるやさしいところ。
わたるくん、はしりがはやいところ。
そして、ぼくのいいところは、トランポリンとスイミングを
がんばっているところ。
みんなのいいところをさがしたら、みんながもつと
すきになった。
これからも、みんなのいいところをさがそう。

2005年度人権啓発詩 読書感想文募集事業
（大阪府 大阪府教育委員会・愛ネット大阪・(財)大阪府人権協会 の入選作品より）

2006（平成18）年3月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は48円です。

発行／大阪府企画調整部人権室

編集／財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp



R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、様々な偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。